

タイトル	正犯と共に犯(24)
著者	吉田, 敏雄; YOSHIDA, Toshio
引用	北海学園大学法学研究, 61(3): 93-114
発行日	2025-12-30

論 説

正犯と共に犯 (24)

吉 田 敏 雄

目次

- 第1章 関与理論の基礎
- 第2章 直接正犯者 (正犯者類型 その一)
- 第3章 間接正犯者 (正犯者類型 その二)
- 第4章 共同正犯者 (正犯者類型 その三)
- 第5章 共犯 (教唆と帮助) の处罚根拠及び従属性
- 第6章 教唆犯 (以上第 54 卷第 2 号～第 60 卷第 2 号)
- 第7章 従犯 (帮助犯)
- 第1節 総説
- 第2節 帮助行為
1. 物的幫助、知的幫助及び心理的幫助
- a. 物的幫助
- b. 知的幫助
- c. 心理的幫助
2. 促進される犯罪
- A. 主犯の具体化
- B. 主犯と帮助犯者の表象のずれ
- a. 異なった犯罪の実現
- b. 表象された主犯と実現された主犯の構成要件的類似性
- c. 結果的加重犯の帮助
- d. 主犯の既遂に寄与する意思の欠如
- C. 帮助行為の時点
- 第3節 従犯の特殊形態
- a. 従犯の教唆
- b. 教唆犯の帮助
- c. 従犯の帮助
- d. 共同従犯?
- 第4節 予備罪の従犯? (以上第 61 卷第 2 号)
- 第5節 因果関係
1. 帮助の因果関係の必要性
2. 促進因果関係
3. 心理的幫助の因果関係

4. 幫助行為と正犯結果の連関に関する他説の検討
 - a. 漸増概念としての促進因果関係説
 - b. 正犯結果惹起説
 - c. 正犯行為促進説
 - d. 危険犯としての従犯説
 - e. 特殊心理的因果性説

(以上第 61 卷第 3 号)

第 7 章 従犯（幫助犯）

第 5 節 因果関係

1. 幫助の因果関係の必要性 共犯の処罰根拠における混合的惹起理論によると、共犯者の不法は主犯者の行為不法と結果不法に依存するのであるが、教唆犯者とは異なり、従犯者は主犯者に具体的な犯罪を行うように所為決意を惹起したのではないので、主犯者の行為もこれに伴って実現されたその行為不法も、従犯者に帰属させることもできず、正犯の結果不法だけが帰属される。そのために、従犯の刑が教唆犯と比べて軽いのである。したがって、幫助が可罰的であることは、もっぱら主犯の結果不法の帰属に基づくのである。それ故、主犯の結果帰属を共犯者に帰属させることのできる寄与行為だけが従犯の構成要件に該当する。主犯の既遂の結果不法は、犯罪類型毎に異なるが、法益の侵害、法益の具体的危殆化あるいは法益の抽象的危殆化にある。正犯の未遂の結果不法は侵害される法益の具体的危殆化又は（不能未遂にあっては）侵害される法益の抽象的危殆化にある。正犯によって実現された結果不法は常に正犯行為と因果関係になければならないのであり、このことは幫助行為と正犯結果との間にも妥当する。主犯の行為不法が従犯者に帰属されないことが、その穴埋めとして、主犯者の結果不法の従犯者への帰属要件を緩めて、因果関係の存在を不要とすることはできない⁽⁶⁸⁾。

2. 促進因果関係 自然主義的意味での等価説（=条件説）に依ると、因果関係があるのは、第一の出来事がなければ第二の出来事も生じなかつたと云える場合である。幫助行為も等価説の意味で結果に対して効果を有していなければならない。つまり、幫助行為がなければ実行行為が、したがって、結果の発生も全く無かったという場合である。幫助行為が必然的条件=必須条件関係（conditio sine qua non）となっていなければならないのである。

[設例 2] 甲は屈強の男丙を殺害するための強力な兇器を必要とし、乞われた乙が甲に兇器を用立てた。甲は実際にそれを使用して殺人を実行した。

[設例 2] では、乙の帮助行為が無ければ、そもそも甲の実行行為も無かったと云えるので、乙に殺人罪の従犯が成立する。この場合、甲の実行行為は乙の帮助行為があって初めて可能となった云えるのである。

しかし、問題となるのは、[設例 2] とは異なり、帮助行為が主犯者の実行行為と結果の発生をなるほど容易にした、強化した、早めた、確実にしたというように促進したとは云えるが、正犯者の実行行為の妨げとはならなかつた、つまり、その帮助行為が実行行為の必然的条件となつていなかつた、したがつて、結果を惹起したとは云えない場合である。

[設例 3] 甲は丙を殺害する決意を乙に打ち明けたところ、乙は気遣つて甲に兇器を提供した。甲はそれを使って丙を殺害した。しかし、甲はその兇器がなくても丙を絞殺するつもりであった。

[設例 3] では、結果は乙の行為がなくとも生じたと云えるから、厳密に考えると、因果関係は否定されねばならない。乙の帮助行為は実行行為と結果の発生を容易にしたとは云えるものの、乙の助力がなくとも同じく結果は発生したと云えるからである。そうすると、乙に殺人既遂罪の従犯が成立しないことになる。しかし、こういった結論を容認することは不条理である。従犯の成立には、等価説を厳格に適用することを要しない。結果の招来が容易にされた、強化された、早められたあるいは確実にされたに過ぎない場合、こういった寄与行為によって促進された実行行為は、従犯者の協働が無かつたなら別の展開を見たと云える。犯行促進援助行為がこのような形で現実に効果を発揮することで十分といつてよいのである⁽⁶⁹⁾。このことは、物理的幫助のみならず、心理的幫助、知的幫助にも等しく当てはまる。寄与行為が正犯者の所為決意の必須条件になることは許されないのであり、さもなければ教唆の問題となる。既に犯行の決意をしている正犯者に心理的支援をする場合、正犯者の実行行為は、帮助者の行為がなければ、その具体的形態においてそのように生じなかつた、つまり、実際に生じたようには為されなかつたということを足りるのである⁽⁷⁰⁾。

この現実の効果には「促進 (Förderung)」という概念を用いるのが適切である。促進というのは、構成要件的行為の結果発生の見込みを増加させることを意味する。因果関係の存否の判断に当って、自然法則に代わって価値の問題、つまり、帮助行為が正犯者の計画にすでに含まれているのであって、客観的構成要件を現実化する危険を増加させたか否かの検証が必要なのである⁽⁷¹⁾。促進は狭義の、つまり、自然主義的・形式的意味での因果的寄与ではないが、機能的には因果関係に等しい。それ故、この「疑似因果関係」は「促進因果関係 (Förderungskausalität)」とも呼ばれる⁽⁷²⁾。すなわち、かかる因果関係は主犯の実行態様の添加物なのである。かかる見解に対して、因果関係は、主犯の結果を可能にすること、つまり、具体的形態での結果発生の「存否」のみならず、それに伴う態様（「どのように」状況は生じたのか、そこに帮助行為の影響が見られるか）にも関係するので、促進なき所為は促進ありの所為のようには生じなかつたことを理由に、促進は等価説の意味で因果的であると説く見解⁽⁷³⁾もあるが、これは適切でない。この説は、促進因果関係の効果は、具体的形態における結果発生の「存否」ではなく、主犯の実行態様のただの添加物であることを看過しているからである⁽⁷⁴⁾。

寄与行為が利用されないと、その他なんらの影響も及ぼしていない、それ故、寄与者への効果的支援行為が欠如しているとき、促進因果関係は存在しない。

〔設例 4〕乙は甲に被害者丙を殺害するための拳銃を貸与したが、甲はそれを使用せず、自分で用意した兜器を用いて犯行に及んだ。（レーヴィッシュの設例）

〔設例 5〕住居侵入窃盗を働くつもりの甲に、乙は銃前こじ開け機具を提供するが、甲は実際にはこれを使用せず被害者宅に侵入し、その物を窃取した。（トリフテラーの設例）

〔設例 4〕では、甲に殺人既遂罪が成立する。乙が甲に拳銃を貸与したという物理的幫助は、甲の正犯行為の未遂段階の前に効果を失ったので、乙の物理的幫助による丙殺害への関与は未遂に終わった。帮助の未遂は不処罰である。同様に、〔設例 5〕でも、甲に窃盗既遂罪が成立するが、乙に窃盗罪の帮助犯は成立しない⁽⁷⁵⁾。もっともこの場合、心理的幫助の成否が問題として残る（参照、本節 C）。

実行行為の未遂の段階で初めて帮助行為が不可能になった場合も促進因果関係は存在しない。

〔設例6〕 甲から丙を殺害する計画を聞かされた乙は甲に殺害用の拳銃を渡した。甲は丙に向けて拳銃を発射したが、弾丸が入っていなかったので殺害は失敗に終わった。

〔設例7〕 〔設例6〕を改変して、甲は拳銃による殺害が失敗した後、携行していた自分の刃物を用いて丙を殺害した。

〔設例6〕では、甲は既に実行行為を開始したので、甲に殺人（不能）未遂罪が成立し、乙にその従犯が成立する。〔設例7〕では、結局、甲は刃物を使用して丙を殺害したのであり、乙の行為はもはや甲の実行行為に作用しておらず、結果の発生に効果を及ぼしていない。乙は帮助の未遂（不处罚）にすぎない。もっとも、甲は、乙から拳銃を渡されなかつたなら、初めから犯行に及ばなかつたと云える場合、拳銃を渡す行為に心理的幫助を認めてことによって殺人既遂罪の従犯が成立するかという問題が残る⁽⁷⁶⁾。

帮助行為が事後に余計だったことが判明したときは、そのことによって促進因果関係が否定されることは無い。

〔設例8〕 甲が丙宅内で窃取行為をしている間、乙は外で見張りをしていたが、丙も第三者も犯行現場に近づいて来ることはなかつた。

正犯者は見張りがいなければおよそ犯行を行わなかつたとか、犯行に際して発見されないように自ら見張る注意を払つただろうという場合⁽⁷⁷⁾だけでなく、正犯者は、やむをえない場合には見張りがつかなくとも犯行に出ただろうとか、誰も犯行現場に近づいて来なかつたから、見張りの活動の必要は無かったという場合であつても、従犯は成立する。事後的に見張りが余計であった場合でも、促進因果関係が認められる。〔設例8〕では、結果的には犯行現場に誰も来なかつたので、乙の見張りは余計だったことになる。しかし、乙は、共同正犯の要件が具備されない限り、甲が丙宅で窃取行為をしている間、この具体的窃取行為に因果的寄与を為したのであり、この点に、促進因果関係が認められる⁽⁷⁸⁾。

3. 心理的幫助の因果関係

心理的幫助も可罰的であるが、その前提は、正犯者の心理への影響と正犯結果との間に因果関係があるということである。知的幫助ではこの因果関係の認定は容易であるが、心理的幫助の場合は必ずしもそうではない。例えば、被害者による犯人同一確認とか既遂後の発見を妨げるために、変装用衣服や顔面覆いを用立てるといったように、構成要件該当結果を招来させること自体にとっては重要ではないが、後の犯罪捜査を困難にする寄与行為を行う場合が問題となる。このいわゆる「事前に為された犯人藏匿」では、正犯者は既遂後の逮捕を確実に免れるための十分な用意なしには犯行に踏み切れなかったという特段の事情があると云えるので、この安全確保のための寄与行為は正犯者の具体的決意に対しても、したがってまた実行行為に対しても促進因果関係があると云えるので、従犯が成立する⁽⁷⁹⁾。

正犯者が、きっぱりと個別化された犯行の決意をしており、それ故、相応の激励を要しないとき、この者を「鼓舞する」にしても、心理的幫助が否定されるのは、そこに促進因果関係が認められないからである。単に内心だけで容認しても心理的幫助とならないのは当然である。正犯の実行行為を了解するとか黙認することはそれ自体だけでは心理的幫助とはならないが、しかし、具体的な状況によっては正犯者の犯行決意を強固にし得る。もとより、従犯者は自己の黙認の効果を認識し、少なくともそれを甘受することを要する⁽⁸⁰⁾。

[裁判例1] 最決平成25・4・15刑集67・4・437 = 判時2202・144 = 判タ1394・139〔被告人両名は、職場の後輩であり遊び仲間でもあった甲と飲酒したところ、甲が高度に酩酊した様子を認識したばかりでなく、更に飲酒するため、別の場所に向かって甲が乗用自動車で疾走する様子を後から追う車内から見て、『あんなに飛ばして大丈夫かな』などと話し、甲の運転を心配するほどであった。被告人両名は、目的の店に到着後、同店の開店を待つうち、甲から、『まだ時間あるんですね。一回りしてきましょうか』などと言い、甲の運転する車両に被告人両名を同乗させて附近の道路を走行させることの了解を求められた折、甲に顔を向けて頷いたり、『そうしようか』などと答え、それぞれ了解を与え、同乗した。これを受けて、甲はアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で

自動車の発進・走行させ、これによって死傷事件を起こした。被告人両名は、その間、先に了解を与えた際の態度を変えず、甲の運転を制止することなく甲運転車両に同乗し、これを黙認し続けていたという事案]「甲と被告人両名との関係、甲が被告人両名に本件車両発進につき了解を求めるに至った経緯及び状況、これに対する被告人両名の意向を確認し、了解を得られたことが重要な契機となっている一方、被告人両名は、甲がアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることを認識しながら、本件車両発進に了解を与え、その甲の運転を制止することなくそのまま本件車両に同乗してこれを黙認し続けたと認められるのであるから、上記の被告人両名の了解とこれに続く黙認という行為が、甲の運転の意思をより強固なものとすることにより、甲の運転致死傷罪を容易にしたことは明らかであって、被告人両名に危険運転致死傷帮助罪が成立する」。

[裁判例1]では、甲が職場の先輩である両被告人に飲酒運転の了解を求めた折、両被告人は頷くなり、「そうしようか」と答え、この黙認が甲の危険運転の決意を強固にし、この効果は両被告人の乗車中も継続していた。また、両被告人は、甲が高度の酩酊状態にあることを認識していたのであるから、自己の黙認がもたらす効果を認識・認容していたと云える。

物理的幫助の因果関係が欠如しているとき、その寄与行為に元気づけるないし精神的に高揚させる要素が含まれていることを理由に、この場合に安易に効果のある心理的幫助を認めることには疑問がある。それは刑事政策上望ましくない可罰性の拡張に繋がるので、全面的に肯定することは許されるべきでない。[設例4]において、乙の甲への拳銃貸与が鼓舞による支援でもあり、甲の所為に影響を与えたのではないかが問題とされる。しかし、心理的幫助を広く認めるなら、幫助の未遂が不処罰であることが回避されてしまう⁽⁸¹⁾。原則として物理的幫助と心理的幫助は並存しないと解するべきであって、心理的幫助が認められるのは、実行行為者を鼓舞することに、純然たる物理的協働を超える、独自の行為が明らかである、ないし、出来事の独自の社会的意味内容が認識可能でなければならない。[設例4]では、例えば、乙が拳銃を用立てる際、手書きで「うまくやれよ」とメモ書きしておくとか、甲に拳銃を渡す際、乙は激励の意味をこめて甲の肩をぽんと叩くといった場合に心理的幫助

が認められる⁽⁸²⁾。[設例 5] でも、乙が甲に道具を渡す際に「うまくやれよ」という激励の言葉を発しておれば、心理的幫助が認められる。下記 [裁判例 2] も物理的幫助の因果関係が欠如するとき、安易に心理的幫助を認めることに否定的立場を採っている。

[裁判例 2] 東京高判平成 2・2・21 判タ 733・232 [甲は宝石商丙から預かっていた宝石類の返還を免れるため丙を殺害しようと決意し、①当初は、会社の地下室で丙を射殺することを計画して被告人乙に打ち明けたところ、乙は、拳銃の発射音が外部に漏れないように地下室の換気口などを毛布やガムテープで目張りをした。②その後、甲は、計画を変更し、丙を自動車に乗せ、走行中の乗用車内で射殺することとしてこれを実行し、その際、乙は甲を精神的に力づけ、殺害を助ける意思で、別の乗用車に乗って甲の乗用車に追従したという事案。原審〔東京地判平成元年・判時 1310・33〕は、「乙の右目張り行為等は、甲の同日の一連の計画に基づく被害者の生命等の侵害を現実化する危険性を高めたものと評価できるのであって、幫助犯の成立に必要な因果関係において欠けるところは無ないと云うべきである。」として、②のみならず①の行為も帮助行為に当るとした]。本判決は、乙の行為に甲の強盗殺人罪の従犯を認めるかについて、①地下室の目張り行為につき、「被告人の地下室における目張り等の行為が甲の現実の強盗殺人の実行行為との関係では全く役にたたなかつた……このような場合、それにもかかわらず、被告人の地下室における目張り等の行為が甲の現実の強盗殺人の実行行為を帮助したといい得るには、被告人の目張り等の行為が、それ自体、甲を精神的に力づけ、その強盗殺人の意図を維持ないし強化することに役立つたことを要する」が、本事案ではその様な事実は認められないから従犯とはならないとしたが、②乙が甲の乗用車に追従して丙殺害の現場にいたつた行為については、甲には、丙が「自己の後から追従して来ることを心強く感じていたことが認められ」「甲の抱いていた強盗殺人の意図を強化した」として、従犯の成立を認めた。本裁判例①の事実は帮助の未遂(不可罰)の一例である。②の事実では、一方で、乙は甲の犯行計画を単に内心で容認しているだけでなく、その犯行計画を支援するため別の自動車で甲を追従したのであり、他方で、甲はそれを認識し、そのことで力づよく感じたというのであるから、乙に(心理的)従犯の成立が認められる⁽⁸³⁾。

加重犯についても、寄与行為者のもくろんだ加重犯の要素との促進因果関係の存否を確認する必要がある。

[設例 3] 甲は丙に傷害を加える計画を立てる。この計画段階で乙は甲を力づけ、且つ、甲が犯行に使用したい短剣を都合した。しかし、甲は丙にその短剣で致命傷を与えかねないと思い、結局、拳で加害行為を実行した。

[設例 3] では、甲には傷害罪（刑 204 条）の正犯が成立する。乙が甲の犯行計画段階で同人を力づけたことは心理的幫助行為に当る。加えて、乙は重傷害の寄与行為を意欲したのだが、この物理的支援行為は甲の犯行に影響を及ぼさなかった。乙は、重傷害罪（暴力行為等処罰法 1 条の 2）については帮助の未遂（不処罰）に終わったことになり、結局、基本犯の傷害罪の帮助犯が成立するだけである⁽⁸⁴⁾。

最後に、犯行現場に居合わせた者が保障人義務の無い不作為に留まったとき（不処罰）、これを作為犯として解釈し直す危険のあることに注意を要する。

[裁判例 3] BGH10. 2. 1982, StV 1982, 517. イタリア人 3 人とその弁護人 2 人がレストランでの食事に際して恐喝を行った。3 人目の弁護士である被告人は事前にこの計画を知らされていなかった。ドイツ連邦通常裁判所は、無言で着席していた行為が「作為によって恐喝を促進した」ことになると判断した。「被告人は会話の際には側で無言で座っていたに過ぎず、しかも、そうしたのは、弁護士事務所の新参者としては職業上の経験を積んだ同業者に……同僚としての配慮義務があると思ったという理由からである。」

[裁判例 3] では、ドイツ連邦裁判所は、被告人は、「なるほど、直ちにその場を離れるか他の関与者の要求に抵抗するだけで、作為による恐喝の促進を避けることができたとは云える」が、このことによって作為による心理的幫助の存在が変わらわけではまったくなく、結果回避義務の存否は問題となりえないと説示した。しかし、この説示から分かることは、結局のところ、被告人が非難されるべきは、作為でなく、犯行現場に居続けたことないし恐喝行為に介入しなかったという不作為ということになる。そうすると、一般的に、犯行現場に単に居合わせた非保障

人である傍観者そこに留まり、このことが正犯者の犯行決意を強化し、傍観者もこのことを可能と考えただけでも従犯として問擬されることになるが、これは不条理である⁽⁸⁵⁾。

4. 幫助行為と正犯結果の連関に関する他説の検討

a. 漸増概念としての促進因果関係説

構成要件の段階で、「結果発生の見込みの増加」を「促進の効果の程度」に関連づけて、帮助の可罰性を限定する試みが見受けられる⁽⁸⁶⁾。H・ニーダーマイールに依ると、犯罪の意味連関は従犯者の故意の従属的法益侵害から生ずる⁽⁸⁷⁾。その際、決定的に重要なことは、正犯の可罰的行為が無ければ、帮助行為が無価値であるか否かということではなく、帮助行為が正犯者の実行行為に対して「見込みの増加」を招いたか否かということである⁽⁸⁸⁾。帮助者が、犯罪計画の成功の見込みに向けて自己の行為を付け足すなら、日常的贈り物であっても正犯を帰属可能な生じ方をしたと云える⁽⁸⁹⁾。Th・ヴァイゲントは、当罰的幫助を「無害」の帮助から区別する説得力のある質的規準を見出す困難な試みを放棄すべきとした上で、主犯への「促進的影響力」という可罰的幫助の定義それ自体に着目して、犯行促進の不处罚の領域を分割する量的規準を設定するべきと主張する。すなわち、可罰的領域の縮減という刑事政策の要請には、「促進効果」という規制機序の助けを借りて対応できる。「『無害の』寄与行為の非犯罪化を進めるほど、それだけ一層可罰性に要する支援効果の程度を吊り上げることができる」。これによって、「専門職的に相当」といったような分野別に初めから一般的に非犯罪化する道は妨げられる。しかし、従犯者の可罰性のために、主犯への「重大な（wesentlich）」促進を要求するなら、なるほど、法益侵害の危険を、仔細に見るとわずかに増加させたが、しかし、現実には測定可能なほど増加させていない行為様の非犯罪化が可能となる⁽⁹⁰⁾。

しかし、客観的帰属が促進因果関係に呑み込まれる本説は、「因果的連関が密接であるほど、それだけますます可罰的である」と論じて、直接因・間接因や主因・副次因によって正犯者と従犯者を区別できると考えたJ・A・v. フォイエルバッハの因果関係論⁽⁹¹⁾を髣髴させるもので、適切でない。促進因果関係は、機能的には因果関係（等価説）の機能を引き継ぐのであるから、漸増概念として理解されるべきである。

促進因果関係では、効果の存否だけが問題となるのであり（負責基礎づけ機能）、その程度が問題となっているのではない。促進因果関係が認定されて初めて、「結果発生の見込みの増加」が規範的に容認されるか否かが問題とされるのである。促進因果関係によって構成要件段階での犯罪の成立を限定する試み、つまり、規範的帰属の関心を自然主義的次元で扱うことは現実にはできないし、望ましくも無い。促進の「結果発生の見込み」の背後に社会規範的評価が潜んでおり、これは（行為の）客観的帰属の領域（負責限定機能）で扱われる問題と云える⁽⁹²⁾。

b. 正犯結果惹起説

本説に依ると、帮助行為と正犯結果との間に条件関係の意味における因果関係（合法則的条件）が必要である。その正犯結果は、「法的に重要な範囲における具体的な結果」を意味する。例えば、侵入窃盗犯に、その侵入を捲らせるためにガラス切りを与えたことが、窃盗の実行行為を容易ならしめたどうかは、それが帮助とするにはどの程度重要な意味をもつかによって判断される。ガラス切りを与えなければ少なくとも窓硝子をやすやすと切って侵入することはできなかったというように、窃盗が本質的に促進させられたことが必要である（事後的危険増加説）⁽⁹³⁾。

本説は、帮助行為が正犯結果の合法則的条件であることを要求するが、しかし、これは過大な要求である。こういった条件が充足されるのは、正犯行為が帮助行為によってそもそも初めて可能となった場合に限定されるからである。その他の多くの場合、正犯結果の招来は、容易にされる、強化される、早められるあるいは確実にされるに過ぎず、合法則的条件関係は認められないものの、帮助行為がこのような態様で現実に効果的であればそれで足りるのである。帮助行為によって、正犯行為は物理的、知的あるいは心理的に容易にされる等されるのであるが、これは帮助行為が原因となって惹き起こされたのではなく、帮助行為によって促進されたのである。

c. 正犯行為促進説

従犯者は、正犯者の結果惹起行為を何等かの方法で促進することで足り、その結果に影響を及ぼすことを要しないというのが、ドイツのライヒ裁判所、連邦通常裁判所の一貫した立場である。これは一般に促進理

論 (Förderungstheorie) と呼称され、上述 (本章第 5 節 2) した促進因果関係理論から区別されねばならない。

[裁判例 4] RGSt 58, 113 ff., (114 f.) 「主犯の結果は帮助者の行為によって因果的に共惹起される、促進されるあるいは容易にされることを要しない。帮助の構成要件該当性は、帮助者行為が意図されそして実際に生じた結果に影響を及ぼさなかったということで否定されうものではない。もっとも、帮助行為によって首犯を支援する、促進するという帮助者の意図だけでは可罰的幫助を認めるのに十分ではない。さらに、犯罪構成要件を実現する行為は、それが終了する前に、ある時点で帮助者の行為によって実際に促進されたということが考慮されねばならない」⁽⁹⁴⁾

促進理論によると、支援行為は、結果と因果関係がなくてもよく、主犯者の行為を促進する、容易にすることで足りるというのであるから、本理論は正犯未遂罪の従犯の可罰性を基礎づけることはできるが、正犯既遂罪のそれを基礎づけることができないという欠陥を有している⁽⁹⁵⁾。さらに、促進理論に矛盾のあることは夙に指摘されてきたところである。正犯者の行為は構成要件の実現に向けられているのであるから、構成要件の実現は結果にも影響を及ぼす寄与行為によってしか促進されないのである⁽⁹⁶⁾。もっとも、「促進する」という寄与行為は正犯結果との因果関係を充足するのが普通であるから、本理論の帰結は多くの事案で促進因果関係理論 (結果惹起理論) のそれと一致するのであるが⁽⁹⁷⁾、それでも時に一致しないこともあります。帮助者が正犯者に鍵を持たせたが、正犯者がこれを錠前に差し込んだところ鍵が壊れたので、正犯者は別の方法で侵入したという事案で、窃盗既遂罪の従犯が成立するとの裁判例⁽⁹⁸⁾が見られるが、そうすると、[設例 7] では殺人既遂罪の帮助犯が成立することになろう。すなわち、本来未遂罪の帮助とすべき事案が既遂罪の帮助とされることになる。

d. 危険犯としての従犯説

学説の一部に、従犯には因果関係は不要だとする危険犯説がある。先ず、①具体的危険犯の意味で、帮助者はその寄与によって所為の結果をより蓋然的にしなければならない、つまり危険増加を要すると説く具体的危険犯説がある⁽⁹⁹⁾。本説に依ると、共犯者が正犯者に代わって、正犯

者がそれ以前にすることを決意しており且つできた寄与を行うにすぎない場合、帮助犯の成立はない。例えば、正犯者は住居侵入窃盗用に犯行現場へ運搬するつもりであった梯子を援助者が正犯者に代わってそれを犯行現場へ運搬する場合である⁽¹⁰⁰⁾。これに対して、窃盗に使用するための鍵を譲り渡す場合、ともかく戸が開いていたので、その鍵が正犯者によって結局まったく使用される必要が無かったときですら、従犯は成立する⁽¹⁰¹⁾。本説は、共犯の成立範囲につき、前者の場合には、仮定的因果関係を用いることによって危険増加を否定するのであるが、しかし、仮定的因果関係を用いることは正犯の分野では許されないのであり、そうであるなら、従犯の因果関係でも、具体的事象経過に予備原因を付け加えて考えることは禁止されるのである。本説が従犯の成立を否定するのは実際にも狭すぎる。後者の場合、寄与行為の促進効果が既に実行行為の段階で失われているにも拘わらず、寄与行為に危険増加を肯定し、従犯の成立を肯定するのは広すぎて妥当でない⁽¹⁰²⁾。

次に、②従犯は端から抽象的危険犯であり、単なる帮助行為であってももうそれに通常伴う危険増加作用の故に帮助の既遂には十分であると説く抽象的危険犯説がある。本説は、飲み物を渡す場合でも、「窃取の結果を遅らせ、それにより危険に晒す」とか、正犯者がよりいい気分で犯行ができるようにするにすぎなくとも、従犯が成立すると説く⁽¹⁰³⁾。しかし、そうなると、どこに抽象的危険があるのかの認識すらできなくなり、可罰性の限界が極めて不明瞭となる⁽¹⁰⁴⁾。

最後に、③具体的・抽象的考察方法から、帮助者は、所為行為を具体的に促進し、その際結果の共招来に一般的に適している寄与をしなければならないと説く折衷説がある。本説は、所為行為に関しては寄与行為の具体的危険を、所為結果に関しては寄与行為の抽象的危険を要求するのである⁽¹⁰⁵⁾。本説に依ると、丁度取り替えられたばかりの錠前に全く合わない住居鍵を窃盗用に渡したが、正犯者が窓を叩き割って結局住居に入れたとき、窃盗既遂罪の従犯が成立する⁽¹⁰⁶⁾。本説も因果関係を不要とすることから本事例で従犯の成立を肯定するが、帮助の未遂を帮助の既遂にするものであって、帮助犯の成立範囲が広がりすぎるところに問題がある。

いずれにしても、因果関係を不要とする見解では、抽象的又は具体的危険犯の形をとることで共犯の独立性が認められ、単なる帮助の未遂や未遂の帮助が帮助犯の既遂として扱われることとなる⁽¹⁰⁷⁾。

e. 特殊心理的因果性説 心理的因果性説と一括される説の見解(一)によると、共犯の因果関係にとって本質的なのは、条件関係ではなく、心理的因果性（意思の疎通を理由とする因果性）であるとし、正犯の実行の促進は、帮助行為の問題であって因果関係の問題ではない。共犯行為と正犯結果との間に条件関係のないことの証明があっても共犯の因果関係は認められる。帮助犯の成立は、心理的因果性以外の物理的な意味での「帮助行為」が認められるか否かによって限定される⁽¹⁰⁸⁾。

この見解は、意思の疎通があれば心理的因果関係があり、これは帮助行為の問題とは区別されるべきだとするが、しかし、帮助行為というのは正犯行為を容易にするものでなければならないのであるから、やはり、帮助行為と正犯行為の間の因果関係の存在をみすごしてはならないはずである。また、本見解によると、従犯者と正犯者との間に意思疎通の認められない「秘かな帮助」（片面的幫助）にあっては、その可罰性が否定されることになるが、それは妥当でない⁽¹⁰⁹⁾。

見解（二）に依ると、心理的因果性が問題となる場合には、仮定的条件関係は要せず、正犯の心理を強化・促進したことで足りる。その理由は、仮定的条件関係は、合法則的結合関係を論理的・実質的な前提としているが、心理領域、とくに、犯罪を実行するかどうかの意思決定過程については、法則を確定することは極めて困難であって、これをいちいち立証しなければならないとするのは、实际上、妥当ではないところにある。他方で、心理領域については、その内容を内側から了解しうるので、心理的因果性が問題となった場合には、共犯によって提供された正犯行為の理由が、正犯によって受け入れられたかを問題とし、これが肯定されるときに心理的因果性を認め、共犯の因果性を肯定できる。これを「因果性」とか「因果関係」と呼ぶかどうかは概念の問題にすぎない。心理的因果性に疑いがある場合には、物理的因果性が認められなければならないが、この場合も正犯行為の強化・促進で足りる⁽¹¹⁰⁾。

この見解も、正犯行為の「原因」の特定を放棄し、それに代えて、正犯者の「内側からの了解」の存否という観点から共犯の因果性を捉えるのであるが、これは、心理的因果関係を擬制するものである。

その外、特殊な心理的因果関係説を考案することなく、正犯者の犯行決意の強化の場合、帮助の因果性が確認できないとか⁽¹¹¹⁾、帮助としては正犯への効果だけが考慮されるのであり、正犯者への効果は教唆に留保される⁽¹¹²⁾という理由から、従犯から除外されるべきだという考えも出てくる。しかし、因果性の確認が困難であるからと云って、この証明問題が所為決意の強化という因果性がありうること、心理的幫助にあっては、所為決意の効果が常に正犯者を通して正犯に及ぶことに変わりはない。例えば、傷害行為者が、野次馬の声援を受けたことで、その分より激しく且つ長く殴打する場合、犯行決意の強化が明白に認められる⁽¹¹³⁾。これに対して、正犯がその外的経過から見ると修正されなかった場合、その限りで因果性が欠如しているように見える。しかし、そのことは重要でない。従犯者は、犯行を躊躇している正犯者を説得してそれを払拭させるとか、別の動機も与えることで正犯者の所為決意を強固にすることによって、正犯結果発生の見込みを増加させたことが重要なのである⁽¹¹⁴⁾。正犯者の所為決意の強固さ、強度に影響を及ぼさず、単に正犯者を喜ばせるだけの同意の表明や連帯表明が結果発生の見込みを増加させることはない⁽¹¹⁵⁾。

第7章 注

- (68) Vgl. Hoyer, (Fn. I-154), § 27 Rn 1 f; Schünemann/Greco, (Fn. VI-2), § 27 Rn 2. 参照、第5章第1節2.C.a. なお、帮助が認められるにしても、主犯者が支援行為についての認識を全く有しないとき、帮助の既遂と帮助の未遂(不处罚)を区別するのに適した規準は因果関係しかないことも、因果関係が必要な根拠として挙げられうる。W. Joecks, Münchener Kommentar zum Strafgesetzbuch, Bd 1, 43. Aufl, 2016, § 27 Rn 32.
- (69) 参照、大判大正2・7・9刑録19・771「賭場開張の情を知りながら居宅を賃貸して、その行為を容易にした者につき、賭博開張罪の帮助犯が成立するとした事案】「犯罪ノ帮助行為アリトスルニハ犯罪アルコトヲ知リテ犯人ニ犯罪遂行ノ便宜ヲ与ヘ之ヲ容易ナラシメタルノミヲ以テ足リ其遂行ニ必要不可欠ナル助力ヲ与フルコトヲ必要トセス。」
- (70) Fuchs, (Fn. I-92), 33. Kap Rn 53; Jescheck/Weigend, (Fn. I-10), § 64 III 2 c;

- Kienapfel/Höpfel/Kert*, (Fn. I-1), E 5 Rn 11; *R. Moos*, Objektive Zurechnung und sozialadäquates Verhalten bei wertneutralen Gehilfenschaft, in: *Trechsel-FS*, 2001, 477 ff. 480; *Schünemann/Greco*, (Fn. VI-2), § 27 Rn 7; *Steininger*, (Fn. V-143), 21. Kap Rn 68; *Trechsel/Noll*, (Fn. VI-40), 221.
- (71) Vgl. BGE 120 IV 272; *Moos*, (Fn. VII-70), 477 ff. 480; *C. Roxin*, Strafgesetzbuch. Leipziger Kommentar, 11. Aufl., 1993, § 27 Rn 4; *Steininger*, (Fn. V-143), 21. Kap Rn 70. auch *Fabrizy*, (Fn. VI-65), § 12 Rn 82 f.
- (72) *Moos*, (Fn. VII-70), 480; *Steininger*, (Fn. V-143), 21. Kap Rn 68; *Trechsel/Noll*, (Fn. VI-40), 221; auch *W. Claß*, 125 f. Die Kausalität der Beihilfe, in: *FS-Stock*, 1966, 115 ff., 125 f. 「支流因果関係言い換えると強化因果関係（Zufluß- oder Verstärkerkausalität）」、*Roxin*, (Fn. VII-71), § 27 Rn 3「修正因果関係（Modifikationskausalität）」。
- (73) Vgl. BGE 120 IV 272; *Fabrizy*, (Fn. VI-65), § 12 Rn 82; *Jescheck/Weigend*, (Fn. I-10), § 64 III c.
- (74) *R. Moos*, (Fn. VII-70), 480 f.; *ders.*, Sozialadäquanz und objektive Zurechnung bei Tatbeiträgen im Finanzstrafrecht, in: *R. Leitner* (Hg.), *Aktuelles zum Finanzstrafrecht*, 1996, 85 ff., 101 f.; *Steininger*, (Fn. V-143), 21. Kap Rn 68; *Trechsel/Noll*, (Fn. VI-40), 221. 参照、西田（V-75）367 頁（帮助の因果関係は、犯意を強化し、犯行を容易にするという促進関係で足りるが、帮助犯も結果犯であるから、帮助行為と正犯行為・結果との間に物理的因果性・心理的因果性の何れも欠如するとき、帮助の未遂として不可罰）。大越（V-79）172 頁。
- (75) *Kienapfel/Höpfel/Kert*, (Fn. I-1), E 5 Rn 11; *Fabrizy*, (Fn. VI-65), § 12 Rn 85; *Roxin*, (Fn. I-27), § 26 Rn 215; *Steininger*, (Fn. V-143), 21. Kap Rn 69; *Stratenwerth*, (Fn. III-34), § 13 Rn 118.
- (76) *Kühl*, (Fn. IV-3), § 20 Rn 217; *Schünemann/Greco*, (Fn. Fn. VI-2), § 27 Rn 8.
- (77) これらの場合に限定するのが、*Renzikowski*, (Fn. I-120), § 52 Rm 20.
- (78) *Kindhäuser/Zimmermann*, (Fn. VI-16), § 42 Rn 10; *Kühl*, (Fn. Fn. IV-3), § 20 Rn 218; *Schünemann/Greco*, (Fn. VI-2), § 27 Rn 9.
- (79) Vgl. *Schünemann/Greco*, (Fn. VI-2), § 27 Rn 13; auch *E. Mezger*, Strafrecht, 3. Aufl., 1949, 413. 参照、大判大正 4・8・25 刑録 21・1249「短刀ハ強盜罪ノ用ニ供シ得ヘシ器具ニシテ從テ之レカ交付ハ強盜罪ヲ容易ナラシムルナルコト自ラ明カナルヲ以テ特ニ其理由ヲ説示スルノ要ナシト雖モ鳥打帽子又ハ足袋ノ如キハ然ラス其性質上強盜罪ヲ容易ナラシムルコトハ特殊ノ場合ニ属スルカ故ニ其理由ヲ説示スルニアラサレハ之レカ交付ヲ以テ直チニ強盜罪ノ帮助ヲ為シタルモノト速断スルヲ許サス然ルニ原判決ハ單ニ被告丙カ強盜犯人甲ニ鳥打帽子一個ヲ同乙ニ足袋一足ヲ与ヘ以テ強盜罪ヲ帮助シタリト説示シタルノミニシテ毫モ該帽子又ハ足袋ノ交付カ如何ナル関係ニ於テ強盜罪ヲ容易ナラシムルヤノ理由ヲ説示セサルヲ以テ原判決ハ所論ノ如ク理由不備ノ不法アルモノニシテ全部破棄ヲ免レサルモノトス」。名古屋地判昭和 33・8・27 一審刑集 1・8・1288 = 判時 167・35「抑抑丁半賭博においては 1 と 6 或は 2 と 6 の目が出た場合開帳図利をなす者が賭錢の幾割かを寺銭として徵収する

例のようであるところ、右の目が出ない場がつづくと縁起のためその目が出るよう塩をまくことがたまたま行われること及び被告人乙が右賭博場において塩まきをなしたことは証拠上認めうるのであるが、右塩まきは単に縁起のものであってその行為が直ちに賭博開帳図利行為ヲ容易ならしめるもの、即ち本件起訴にかかるような当該犯罪構成要件に該当するものとは到底認めがたい。両判決とも、帮助行為は正犯の実行行為を容易にすることを要するが、「鳥打帽子、足袋」の提供、「塩まき」行為には物理的幫助行為性がないとし、心理的幫助についての言及もないので、当然、帮助行為の因果関係について触れていない。

- (80) Vgl. *Fabrizy*, (Fn. VI-65), § 12 Rn 90; *Forster*, (Fn. VII-5), Art 25 Rn 27; *Kienapfel/Höpfel/Kert*, (Fn. I-1), E 5 R 18; *Steininger*, (Fn. V-143), § 21. Kap Rn 71a.
- (81) 参照、東京地判昭和 54・11・12 刑月 11・11・1383 (爆発物取締罰則違反罪における爆弾使用闘争への支援約束と爆弾原料の提供をしたが、提供した原料が使用されなかったという事案につき、正犯者の実行意思を強固にしたとして帮助を認めた)。なお、参照、大塚説 (VII-93)、平野説 (VII-82)。
- (82) *P. Lewisch, Casebook Strafrecht*, 7. Aufl., 2007, 174, Fall 386; *H. Fuchs, I. Zerbes, Strafrecht AT I*, 11. Aufl., 2021, 33. Kap Rn 54; *Steininger*, (Fn. V-143), 21. Kap Rn 69. 参照、平野 (I-105) 381 頁 (乙が殺人の正犯甲に拳銃を貸したが、甲はその拳銃を使わず、丙から借りた短刀を使って被害者を殺害したとき、拳銃を使わなかったこと自体は帮助を構成しないが、それによって甲の犯行の決意を強化したとすれば、その点に帮助が認められる)。
- (83) Vgl. *Forster*, (Fn. VII-5), Art 25 Rn 28. auch *Fabrizy*, (Fn. VI-65), § 12 Rn 90.; *Fuchs/Zerbes*, (Fn. VII-81), 33. 54.
- (84) Vgl. *Lewisch*, (Fn. VII-82), 174; *Steininger*, (Fn. V-143), 21. Kap Rn 70.
- (85) Vgl. *J. Scheinfeld*, § 27 Rn 44, in: *V. Erb, J. Schäfer u. R. Hefendehl*, (Hrsg.), *Münchner Kommentar zum Strafgesetzbuch*, 5. Aufl., 2025; *Schünemann/Greco*, (Fn. VI-2), § 27 Rn 15.
- (86) Vgl. BGE 120 IV 272, 119 IV 292, 117 IV 188; *H. Niedermaier*, Straflose Beihilfe durch neutrale Handlungen?, ZStW 107 (1995), 507 ff., 543 f.
- (87) *Niedermaier*, (Fn. VII-85), 543.
- (88) *Niedermaier*, (Fn. VII-85) 523.
- (89) *Niedermaier*, (Fn. VII-85), 612.
- (90) *Th. Weigend*, Grenzen strafbarer Beihilfe, (『西原春夫先生古稀祝賀論文集』(第 5 卷) 所収) 1998・190 頁以下、201 頁。Auch *U. Murmann*, Zum Tatbestand der Beihilfe, JuS 1999, 548 ff., 552. なお、ロクスイーンは帮助を「因果的危険増加」と理解するが、因果関係に加えて危険増加も存在しなければならないと論ずる。これは因果関係と並んで結果の客観的帰属も存在しなければならないという主張である。*Roxin*, (Fn. I-27), § 26 Rn 210 ff.; *ders. Was ist Beihilfe?*, in: *Miyayawa-FS*, 1995, 501 ff.
- (91) *P. J. A. R. v. Feuerbach*, Lehrbuch des gemeinen in Deutschland gültigen peinlichen Rechts, 4. Aufl., 1808, § § 44, 45, 110 u. 112.

- (92) *Moos*, (Fn. VII-70), 486, 500.
- (93) 山中 (III-22) 986 頁以下。同旨、浅田 (III-12) 460 頁以下。なお、大越 (V-79) 172 頁。
- (94) RGSt 58, 113 (114 f.); ähnlich BGH BGH bei Dallinger MDR 1972, 16; StV 1981, 72 f. auch *Eisele*, (Fn. V-140), § 26 Rn 104; *Krey/Esser*, (Fn. IV-3), § 32 Rn 1079; *Wessels/Beulke/Satzger*, (Fn. V-147), § 16 Rn 905. 大塚 (I-113) 324 頁「帮助行為と正犯者の実行行為との間には、物理的または心理的に実行行為が容易にされたという意味での因果関係が存在しなければならない」、甲が殺人犯人乙に兇器として短刀を貸与したところ、乙はそれを現場へ携行したが、別に所持した拳銃で殺人を行い、その短刀はもし拳銃で撃ち損じたならば遣おうと思っていた場合にも、乙には短刀を予備的兇器として携行したという安心感がみられるから、因果関係は認められ、殺人帮助罪が成立する。大谷 (VII-15) 452 頁以下、川端 (I-150) 599 頁、平野 (I-105) 381 頁、前田 (III-19) 518 頁。
- (95) 曽根 (III-22) 263 頁。
- (96) Vgl. *Schünemann/Greco*, (Fn. VI-2), § 27 Rn 30; *Mezger*, (Fn. VII-78), 413.
- (97) Vgl. *Roxin*, (Fn. I-27), § 26 Rn 187「おそらく仮象問題」; auch BGH NJW 2007, 384 ff., 389.
- (98) RGSt 6, 169 f.
- (99) *F. Schaffstein*, Die Risikoerhöhung als objektives Zurechnungsprinzip im Strafrecht, insbesondere bei der Beihilfe, in: Honig-FS, 1970, 169 ff.; *J. Salamon*, Vollendete und versuchte Beihilfe, Diss, 1968; auch *Otto*, (Fn. I-154), § 22 Rn 53「共犯者が自己の行動によって、一結果犯では一 法益侵害で現実化したのだが、その法益に対する危険を増加させた（危険増加原則）」か否かが認定されねばならない; *U. Murrmann*, in: *H. Satzger, B. Schmitt u. G. Widmaier*, (Hrsg.), Strafgesetzbuch, Kommentar, 2009, § 27 Rn 3「従属性の法益侵害としての従犯の性格から、帮助者は自己の寄与によって主犯に存する危険を被害者の犠牲において増加させこと、且つ、この危険増加は主犯の遂行に表れねばならないということが導出される」。
- (100) *Schaffstein*, (Fn. VII-98), 178 ff., 182.
- (101) *Schaffstein*, (Fn. VII-98), 181. *Salamon*, (Fn. Fn. 98), 155 f.
- (102) Vgl. *K. Geppert*, Die Beihilfe (§ 27 StGB), Jura 1999, 269 f.; *Schünemann/Greco*, (Fn. VI-2), § 27 Rn 7, 35.
- (103) *R.D. Herzberg*, Anstiftung und Beihilfe als Straftatbestände, GA 1971, 1 ff., 4 ff.; auch *Frister* (Fn. I-132), Kap. 28 Rn 35.. なお、野村 (III-22) 424 頁（従犯の处罚根拠は、正犯の実行行為を一般的に容易ならしめる行為それ自体によって法益を間接的に危険化するところにあり、現実に正犯の実行行為を容易ならしめることを要しないから、帮助行為と正犯結果の間のみならず、帮助行為と正犯行為との間にも因果関係は不要）。この説は、実行従属性の立場から主張であるが、帮助行為それ自体で従犯が成立するというのであるから、従犯の处罚根拠は危険犯となり、実際には実行従属性は客観的处罚条件ということになるので妥当でない。浅田 (III-12) 457 頁、山中 (III-22) 985 頁。

- (104) *Greco/Schünemann*, (Fn. VI-2), § 27 Rn 35.
- (105) *Th. Vogler*, Zur Frage der Ursächlichkeit der Beihilfe für die Haupttat, in: *Heinitz-FS*, 295 ff, 309 ff.
- (106) Vgl. *RGSt* 6, 169 f.
- (107) Vgl. *Heine/Weißen*, (Fn. VI-18), § 27 Rn 6; *Heinrich*, (Fn. V-15), § 38 Rn 1329.
- (108) 町野朔「惹起説の整備・点検——共犯における違法従属と因果性——」(『内藤謙先生古稀祝賀』1994・所収) 113頁以下、132頁、142頁。
- (109) 参照、山口(III-28) 321頁、山中(III-22) 986頁。
- (110) 林幹人『刑法総論』[第2版] 2008・377頁以下。
- (111) *H.-J. Rudolphie/E. Horn/H.-L. Schreiber/E. Samson*, Systematischer Kommentar zum Strafgesetzbuch, Bd. 1, 1975, § 27 Rn 15.
- (112) *J. Hruschka*, Allternativfeststellung zwischen Anstiftung und sogenannter psychischer Beihilfe, *JR* 1983, 177 f.
- (113) *Roxin*, (Fn. VII-71), § 27 Rn 13. auch *Schünemann/Greco*, (Fn. VI-3), § 27 Rn 15; *Scheinfeld*, (Fn. VII-85), § 27 Rn 46.
- (114) *U. Murrmann*, Zum Tatbestand der Beihilfe, *JuS* 1999, 548 ff, 551; *Roxin*, (Fn. VII-71), § 27 Rn 13.
- (115) *Köhler*, (Fn. VI-37), 9. Kap 5.4.1; *Murrmann*, (Fn. VII-113), 551; *Roxin*, (Fn. VII-71), § 27 Rn 13.

Täterschaft und Teilnahme (24)

Toshio YOSHIDA

Kapitel I. Einführung in die Problematik

Kapitel II. Unmittelbarer Täter (Tätertypen 1)

Kapitel III. Mittelbarer Täter (Tätertypen 2)

Kapitel IV. Mittäter (Tätertypen 3)

Kapitel V. Teilnahme — Anstiftung und Beihilfe

Kapitel VI. Anstiftung (Band 54. Nr. 2 ~ Band 60. Nr. 2)

Kapitel VII. Beihilfe

1. Definition und Kennzeichnung

2. Beihilfehandlung

 A. Die Mittel der Hilfeleistung

 a. Physische Beihilfe

 b. Intellektuelle Beihilfe

 c. Psychische Beihilfe

 B. Die geförderte Tat

 a. Konkretisierung der Haupttat

 b. Abweichungen der Haupttat von der Vorstellung des Gehilfen

 aa. Verwirklichung eines anderen Delikts

 bb. Tatbestandliche Nähe zwischen vorgestellter und verwir-
 klicher Haupttat

 cc. Beihilfe zum erfolgsqualifizierten Delikt

 dd. Fehlen des Willens, zu einer vollendeten Haupttat beizutra-
 gen

 C. Die Zeitpunkt der Hilfeleistung

3. Kombination von Teilnahmeformen

 a. Anstiftung zur Beihilfe

 b. Unterstützng des Anstifters

 c. Beihilfe zur Beihilfe

 d. Mittäterschaft der Beihilfe?

4. Beihilfe zum Vorbereitungsdelikt

(Band 61. Nr. 2)

5. Kausalität

 A. Erfordernis der Kausalität

 B. Förderungskausalität

 C. Kausalität der psychischen Beihilfe

- D. Andere Auffassungen über den Zusammenhang zwischen Hilfeleistung und Erfolg
- a. Förderungskausalität als Steigerungsbegriff
 - b. Erfolgsverursachungstheorie
 - c. Förderungstheorie
 - d. Gefährdungstheorie
 - e. Sonderpsyche Kausalität
- (Band 61. Nr. 3)
(Die Fortsetzung folgt.)